

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
【英訳名】	Advantage Risk Management Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥越 慎二
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03 - 5794 - 3800
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 天田 貴之
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03 - 5794 - 3800
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 天田 貴之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定を削除し、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設する。併せて取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定を新設する。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に伴う所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役として、鳥越慎二、住田健介、江原 徹、天田貴之及び余田拓郎の5名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、堀越 直、寺原真希子及び須田宏一の3名を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、紅林優光を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の総額を年額250百万円以内とする。うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）分は年額50百万円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬の総額を年額50百万円以内とする。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の総額を年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	139,004	128	-	(注)1	可決 99.91
第2号議案	129,127	10,005	-	(注)2	可決 92.81
第3号議案				(注)3	
鳥越慎二	131,006	8,126	-		可決 94.16
住田健介	138,839	293	-		可決 99.79
江原 徹	138,839	293	-		可決 99.79
天田貴之	138,857	275	-		可決 99.80
余田拓郎	131,261	7,871	-		可決 94.34
第4号議案				(注)3	
堀越 直	122,748	16,384	-		可決 88.22
寺原真希子	138,917	215	-		可決 99.85
須田宏一	138,905	227	-		可決 94.34
第5号議案				(注)3	
紅林優光	129,053	10,079	-		可決 92.76
第6号議案	138,812	320	-	(注)1	可決 99.77
第7号議案	138,813	319	-	(注)1	可決 99.77
第8号議案	138,729	403	-	(注)1	可決 99.71

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上